

パブリックコメント

「南相馬市都市計画マスタープランの策定について」（素案）

【南相馬市都市計画マスタープランの策定の趣旨】

（１）本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「南相馬市復興総合計画」に掲げる将来像の実現に向けた都市計画・都市づくりの方向性及び今後の取り組みの考え方を明らかにするもので、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市が計画を策定します。

この計画策定にあたっては、合併前に旧小高町、旧鹿島町、旧原町市で作成していた「都市計画マスタープラン」、並びに県が作成する「都市計画区域マスタープラン」との整合を図り、区ごとの都市計画・都市づくりは現行計画の継承を基本とするとともに、震災後、市を取り巻く環境の変化への対応や計画的な復旧、復興を図るために必要な計画の策定を行います。

（２）対象区域・目標年次

この計画で対象とする区域及び目標年次は、以下のとおりです。

- 対象区域：都市計画区域及び市街地（用途地域）に重点をおきながら、行政区域全域を対象とします。
- 目標年次：平成29年から概ね20年後の将来像を見据え、目標年次を平成47年（西暦2035年）とします。

（３）計画の構成

この計画は、全体構想、部門別構想及び地域別構想から構成するものです。

- 全体構想：市全体の都市づくりの基本的な目標・方向を明らかにします。
- 部門別構想：全体構想の実現に向け、土地利用、交通施設等の部門別の方針計画を明らかにします。
- 地域別構想：全体構想及び部門別構想の内容を各区別にとりまとめます。

【意見等の提出方法】

意見提出の書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記の上、窓口へ持参、郵便、ファクス、電子メールなどで提出してください（法人又は団体の場合は、名称、所在地、代表者を明記してください）。

【意見等の提出期間】

平成29年11月29日（水曜日）～12月18日（月曜日）

【案の公表場所（閉庁日、休館日を除く）】

都市計画課、市民課総合案内窓口、小高区市民福祉課、鹿島区市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

【担当課】

建設部 都市計画課 都市計画係

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

電話：0244-24-5251

FAX：0244-24-6151

電子メール：toshikeikaku@city.minamisoma.lg.jp